資料　1

地方独立行政法人　東京都立産業技術研究センター　業務方法書（案）

第一章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）第２２条第１項及び東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成１８年○月○日東京都規則第○号）第２条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第２条　法人は、法第２６条第１項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第二章　産業技術に係る試験、研究及び調査

（試験に関する業務）

第３条　法人は、依頼に応じて、産業技術に係る試験（以下「依頼試験」という。）を実施することができる。

２　法人は依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収するものとする。

（研究及び調査に関する業務）

第４条　法人は、産業技術に係る研究及び調査（以下「研究等」という。）を実施する。

２　法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究等を実施することができる。

３　法人は、他の者と共同して行う研究等（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

４　法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。

５　前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

一　課題名及び内容

二　実施期間

三　業務及び経費の分担
四　知的財産権の取扱い
五　その他必要な事項

（研究等の受託）
第５条　法人は、研究等の実施を受託することができる。
２　法人は、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結するものとする。
３　前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。
一　課題名及び内容
二　実施期間
三　受託料
四　知的財産権の取扱い
五　その他必要な事項

第三章　産業技術に係る普及、相談及び支援

（普及、相談及び支援に関する業務）
第６条　法人は、産業技術に係る普及、相談及び支援（以下「普及及び相談等」という。）を実施する。
２　法人は、次の方法により、産業技術に係る普及を実施する。
一　発表会及び講習会等を開催すること。
二　報告書等を作成し、これを頒布すること。
三　学会等で発表すること。
四　電子情報として発信すること。
五　取得した知的財産権を公開し、それを実施させること。
六　その他、事例に応じて適当と認められる方法
３　法人は、普及及び相談等を実施するときは、法人が委嘱した専門知識を有する外部専門家を活用することができる。
４　法人は、普及及び相談等の業務を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

第四章　試験機器等の設備及び施設の提供

（試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務）
第７条　法人は、依頼に応じて試験機器等の設備及び施設を貸し付けることができる。
２　法人は、試験機器等の設備及び施設を貸し付ける場合には、適正な対価を

徴収することができる。

第五章　附帯業務

第８条　法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第３条から第７条までに定める業務に附帯する業務を実施する。

第六章　業務の委託

（業務委託の基準）

第９条　法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第１０条　法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

２　前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

一　委託業務名及び内容

二　実施期間

三　委託料

四　その他必要な事項

第七章　契約の方法

（契約の方法）

第１１条　法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

第八章　雑則

（その他の業務の方法）

第１２条　法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附則

（施行期日）

この業務方法書は、東京都知事の認可のあった日から施行する。

資料　2

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター　役員報酬基準について（案）

■ 基本的考え方

○報酬額の設定については、東京都指定職給料表を準用

○移行型の法人であることから、現在の所長ポストに対する給与支給状況を考慮し水準調整

○業績を役員報酬に反映（年収ベースで±10%程度）

■ 常勤役員報酬

（単位：円）

号給	年収換算	備　　考	
1	13,745,000	都指定職給料表0．25号給に相当	
2	14,026,000	都指定職給料表0．50号給に相当	
3	14,307,000	都指定職給料表0．75号給に相当	
4	14,587,000	都指定職給料表1号給と同額	
5	14,868,000	都指定職給料表1．25号給に相当	
6	15,148,000	都指定職給料表1．5号給に相当	
7	15,429,000	都指定職給料表1．75号給に相当	←理事長
8	15,709,000	都指定職給料表2号給と同額	
9	16,004,000	都指定職給料表2．25号給に相当	
10	16,298,000	都指定職給料表2．5号給に相当	

【参考】東京都指定職給料表（18年度～）

（単位：円）

号給	給料月額	年収換算
1	767,000	14,587,000
2	826,000	15,709,000
3	888,000	16,888,000
4	971,000	18,467,000
5	1,047,000	19,912,000
6	1,123,000	21,358,000
7	1,203,000	22,879,000

■ 非常勤役員（監事）報酬

1日あたり30,000円（都指定職給料表を参考に設定）

■ 報酬決定手続き

地方独立行政法人法（56条・48条）

地方独立行政法人	役員報酬の基準を定め、知事に届出
知　　事	役員報酬の基準を評価委員会に通知
評 価 委 員 会	社会一般の情勢に適合したものであるかについて、知事に意見を申出

資料（他の法人の役員報酬）

【参考１】先行独法の役員報酬支給状況（16年度：各法人HPより）

＊通勤手当は判明した分のみ除外

	1人あたり報酬額（年収平均、単位:千円）					参　考: 総職員数
	理事長	理　事		監　事		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	
産業技術総合研究所	24,401	18,350	0	14,096	1,200	3,082人
製品評価技術基盤機構	17,831	12,333	0	0	1,504	403人
経済産業研究所	22,364	0	2,600	0	3,820	24人
土木研究所	18,215	15,496	0	14,393	3,204	203人

【参考2】先行独法における役員報酬への業績反映状況（各法人の現規程に基づき試算）

	理事長年収（単位：千円）						
	最上位評価			標準評価	最下位評価		
	年収概算	標準との乖離（額、%）		年収概算	年収概算	標準との乖離（額、%）	
産業技術総合研究所	26,536	1,588	6.4%	24,948	21,773	▲ 3,175	▲ 12.7%
製品評価技術基盤機構	19,830	902	4.8%	18,928	18,027	▲ 901	▲ 4.8%
経済産業研究所	23,293	1,905	8.9%	21,388	19,482	▲ 1,906	▲ 8.9%
土木研究所	（具体的な業績反映基準は未整備）						

【参考3】首都大学東京の場合

役　職　名	報　　酬
理事長・学長	年　俸　２１，７９５，０００円
事務局長（理事）	年　俸　１７，２３１，０００円
理事（非常勤）	日　額　３３，９００円
監事（非常勤）	日　額　３０，５００円

資料　３

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期計画（案）

～ 目 次 ～

Ⅰ．住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するために取るべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援
の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）製品化支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）産学公連携等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（３）助成、融資及び表彰等に関する評価支援・・・・・・・・・・・・ 3
（４）知的財産権の取得及び活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進・・・・ 3
（１）依頼試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）技術相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（３）業界団体等への技術協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
３．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施・・・・ 5
（１）基盤研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（２）共同研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）外部資金導入研究・調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（４）研究評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
４．研究成果の普及と技術移転の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（１）技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催・・・・・・・・・ 7
（２）職員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（３）各種広報媒体を活用した情報提供・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（４）展示会等への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
５．情報セキュリティ管理と情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（１）情報セキュリティの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（２）情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

Ⅱ．業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき
措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
１．組織体制及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（１）機動性の高い組織体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）職員の能力開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（３）職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入・ 9
（４）企画調整機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（５）業務改善に係る利用企業調査結果の反映・・・・・・・・・・・・ 9
２．業務運営の効率化と経費節減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（１）業務の適切な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（２）情報化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）業務運営全体での効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）資産の適正な管理運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（５）剰余金の適切な活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

Ⅲ．予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・１１

Ⅳ．短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１．短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２．想定される理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

Ⅴ．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画・１１

Ⅵ．剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

Ⅶ．その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項・・・・・・・１１
１．施設・設備の整備と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２．安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）安全衛生管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）災害時に対する危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・１２
３．社会的責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１）環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２）法人倫理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（別紙１）重点分野における研究開発の方向性・・・・・・・・・・・・１３
（別紙２）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・１６

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成 18 年４月１日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

Ⅰ．住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

産技研は、中小企業のニーズや最新の技術動向等に基づいた技術支援を実施するため、施設や設備機器を最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。

この経営資源を基に、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。

また、提供するサービスの向上を図る施策を積極的に実施する。

１．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

創業の活発化や中小企業等の新規事業分野への進出拡大を推進することによって東京の産業の活性化に寄与するため、企業が抱える技術的・経営的課題の解決に資する支援を実施し、事業化を推進する。

また、事業化支援の機能を向上させるため、産技研は、自ら実施する技術支援策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業と連携した施策により効果的な支援を実施する。

（１）製品化支援

個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方までの総合的なシステムデザイン支援に必要な設備、機器及び体制を整備する。

また、財団法人東京都中小企業振興公社の経営支援部門等他の機関との連携も活用して、製品化や中小企業のブランド確立等を支援する。

① システムデザインを総合的に支援する拠点として「デザインセンター」を開設し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。

② 新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援のための「製品開発支援ラボ」を設置し、機器利用サービスの提供によるハード面の支援及び産技研職員のソフト面の支援等を実施する。製品開発支援ラボは中期目標期間終了時までに、試作、IT 等を対象として３室を設置する。

なお、運営については、利用者の利便性を考慮した利用時間の設定を検討する。

また、共同研究の相手企業が利用する共同研究開発室２室を設け、迅速かつ実効性のある研究活動への支援を実施する。

③ 自社内に十分な試験研究設備及び機器を持てない中小企業のための機器利用サービスの提供については、需要の高い機器の整備や老朽化した機器の更新を計画的に実施し、平成 22 年度実績 30,000 件以上の実施を目標とする。

④ 「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの技術面でのサポートを実施する体制を整備する。

（２）産学公連携等の推進

大学等との交流や学術団体・業界団体の活動に積極的に参画すること等により大学や企業等との連携強化に努め、研究開発や人事交流などの産学公連携を推進する。

① 技術開発・製品開発等の産学公連携の促進に当たっては、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、都が委嘱した専門のコーディネーター等の活用も図る。

② 区市町村等との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。

③ 都や他の試験研究機関、大学、企業との人材交流制度を構築し、相互交流により技術力の向上と人材の育成を図る。

④ 特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流を含め、産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学の PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法）については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。

⑤ 大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。

⑥　業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については、交流会を毎年立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

（３）助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業の技術力等を評価する必要がある場合に、その審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。

実施にあたっては公平かつ中立な技術審査に努めるとともに、効率的な審査実施のため、研究開発、技術情報の収集及び研修等により、職員の審査能力向上に努める。

（４）知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなどして、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関して、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。

中期目標期間中の特許出願総数は、65 件を目標とする。

２．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

中小企業等において、試験研究のための機器の整備や新技術を活用した製品開発等を自らの力で実施するには、技術的・資金的な課題が多い。

そこで、産技研は、研究開発等で培った専門的知識と、中小企業ニーズに基づいて計画的に整備・更新する試験研究設備及び機器を活用した各種試験や技術相談を実施し、中小企業等が製造する製品の品質・性能の評価や証明、事故原因究明、法規制対応等の技術的課題解決のための技術協力を推進する。

（１）依頼試験

製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの提出や成績書の発行を迅速に実施し、企業の技術開発・製品開発を支援する。

①　国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度（JCSS）への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業等の海外取引への支援に活用する。

②　使用料・手数料の納入方法の多様化や依頼手続きの簡素化を実施し、利用者の利便性向上を図る。

③　JIS 等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるためのオーダーメード試験を新たに実施する。

④　試験･分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する部門を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。

⑤　中小企業等のニーズに基づいて試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。

これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を実現する。

⑥　依頼試験は平成 22 年度実績 85,000 件以上の実施を目標とする。

（２）技術相談

中小企業等に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。生産現場での支援が必要な場合は、職員を派遣して、現地において技術支援を実施する。

なお、産技研の保有していない技術分野については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。

また、IT を活用した庁舎間の遠隔相談の実施を検討する。

技術相談は平成 22 年度実績 70,000 件以上の実施を目標とする。

（３）業界団体等への技術協力

業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図るなどの技術支援を行う。

更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。

３．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となる基盤技術の向上と、今後の発展が見込まれる分野の技術力強化が重要である。

このため、産技研は、中小企業支援に係る国や東京都の施策及び中小企業のニーズや最新の技術動向等の把握により、今後の発展・成長が期待でき、中小企業等が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野として定める。

研究開発は、基盤技術に加えてこの重点技術分野について計画的に実施し、それによって依頼試験や技術相談等の質の向上を図っていくものとする。

なお、中期計画期間当初においては、①ナノテクノロジー、②ＩＴ、③エレクトロニクス、④システムデザイン、⑤環境、⑥少子高齢・福祉、⑦バイオテクノロジーの７分野を重点技術分野とする。

また、緊急の課題に対する研究テーマの設定についても柔軟に対応していく。

中期目標期間における研究開発の取組の方向性を別紙１に示す。

（１）基盤研究

産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。

この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に実施していく。

基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。

① 重点技術分野への対応。
② 都の行政課題への対応。
③ 技術相談、依頼試験等で把握した中小企業のニーズに立脚した技術的課題の解決。
④ 産技研を特徴付ける技術シーズの維持・強化と育成。
⑤ 緊急課題への対応。
⑥ 産技研の技術支援を支える開発能力向上・職員の育成など。

（２）共同研究

企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力することにより、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、境界領域の応用研究や一歩進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。

（３）外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応えて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

なお、以下の取り組みにより平成22年度における外部資金獲得目標額を1億円とする。

①　提案公募型研究

産技研の基盤研究に基づく成果や外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。

- 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。
- 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。
- 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。

②　受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

（４）研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

この評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営等に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施のために活用する。

４．研究成果の普及と技術移転の推進

研究の成果や学術団体・業界団体の活動への参画などを通じて得た技術的知見は、あらゆる機会を通じて普及し、活用されることが必要である。

そこで、技術セミナーや講習会の開催、各種広報媒体を活用した広報及び展示会等のイベントへの積極的な参加を通じて産技研の技術的知見の普及に努め、技術移転を推進することにより、中小企業の技術力や製品競争力の向上を支援する。

（１）技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

中小企業等の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナーや講習会を開催する。

なお、企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメードセミナーを新たに開始する。

また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、積極的な普及活動を実施する。

（２）職員の派遣

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

なお、職員の派遣については、法人独自の派遣規定を設け、広範で弾力的な派遣が実施できるようにする。

（３）各種広報媒体を活用した情報提供

中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果、所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。

情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。

（４）展示会等への参加

産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等に積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及を実施する。

５．情報セキュリティ管理と情報公開

（１）情報セキュリティの管理

情報管理体制を整備し、セキュリティポリシーを制定するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。

また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。

（２）情報公開

産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。

Ⅱ．業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

１．組織体制及び運営

（１）機動性の高い組織体制の構築

多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高める。

また、事業動向を踏まえ、人員体制も含めた組織の見直しを随時実施し、各事業の効率的な執行を確保する。

（２）職員の能力開発

依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるために研究･研修等の機会を与えて、職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。

（３）職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。

あわせて、能力・業績主義の任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

（４）企画調整機能の強化

地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、経営企画部門を設置して、企画調整機能の強化を図る。これにより、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

（５）業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研の利用に関する企業調査を毎年実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

２．業務運営の効率化と経費節減

（１）業務の適切な見直し

① 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の削減等を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。

② 定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングの可能性を検討し、可能な業務については積極的に実施する。

また、外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングの可能性を検討する。

③　業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

（２）情報化の推進

業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する新たな情報システムを構築して各庁舎をオンラインで結び、庁舎間、部署間における情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

（３）業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、毎年度平均で前年度比 1.0％の財政運営の効率化を図る。

（４）資産の適正な管理運用

安定的な資金の運用・管理を行うため、「資金管理基準」を作成する。資金運用・資金管理の実施にあたっては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。

また、施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

（５）剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

Ⅲ．予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙２

Ⅳ．短期借入金の限度額

１．短期借入金の限度額

15 億円。

２．想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

Ⅴ．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし。

Ⅵ．剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。

Ⅶ．その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

１．施設・設備の整備と活用

業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。

２．安全管理

（１）安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

① 産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、職員に安全教育を実施する。

② 放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。

（２）災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備するとともに、関連機関との連携体制を整備する。

３．社会的責任

（１）環境への配慮

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。

① 機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。

② 廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

（２）法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規程等を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

（別紙１）

重点分野における研究開発の方向性

東京は全国でも有数の工業集積地であるが、近年の経営環境の厳しさから、特に製造業者の多くは自らの事業分野について新たな展望を模索している。

その一方で、独自のコア技術を持つ中小企業は、活力ある経営を維持している。

国は、平成 13 年 3 月に第 2 期科学技術基本計画を閣議決定し、産業経済の活性化と持続的な経済発展を目指して、①ライフサイエンス、②情報通信、③環境、④ナノテクノロジー・材料の 4 分野を重点分野として設け、積極的な投資・研究開発を推進している。さらに平成 16 年から始まった経済産業省の新産業創造戦略では、燃料電池、情報家電、ロボット、健康･福祉･機器･サービスなどの 7 分野を重点領域として定めた。

こうした国の方針を踏まえ、都においても、東京都産業科学技術振興指針が策定され、「広い領域に応用でき、かつ波及効果の高い産業科学技術に焦点を当てて取り組むことが重要である」との認識が示されている。産技研で定めた以下に示す 7 つの重点技術分野は、こうした経緯と背景を踏まえたものである。これらの技術への取り組みは、多くの中小企業に製造技術の新たな領域を広げ、高付加価値製品開発を促すとともに、新たなビジネスチャンスを生み出し、将来の経済成長の原動力となることが期待されるものである。以下に個々の重点分野についての取り組みの方向性を示す。

（1）ナノテクノロジー

ナノテクノロジー技術は、材料、エネルギー機器、情報機器及び環境関連機器等を構成する部材製造に不可欠な技術となりつつある。

そこで、超微細加工、超精密仕上げ加工などのナノテクノロジー技術による加工技術とともに薄膜材料の高機能化、ナノ構造材料の製造法などについての研究開発、及びナノレベルの計測技術や分析技術の確立に取り組む。

（2）ＩＴ

製品開発において、情報、通信技術は必須のものとなりつつある。ものづくりの現場での情報の活用やユビキタス社会到来に向けた情報通信技術の開発と活用は、特に、これからの中小企業には必要である。また、効果的なものづくり、売れる製品づくりのためには、情報流と物流の融合技術も欠かせない。

これらに応えるため、ネットワーク利用技術の推進を図り、RFID[1)]技術、IC タグ応用技術の開発に取り組む。

1)ＲＦＩＤ：Radio Frequency Identification（微小な無線チップ）

（3）エレクトロニクス

部品レベルの製品にも基板搭載が進み、今やあらゆる製品に半導体素子と機器を制御するハード・ソフト融合技術が必要になってきている。

そこで、FPGA[2)]や高周波処理技術、電波技術、MEMS[3)]、μ-TAS[4)]技術を活用した製品開発、及び組込ソフト技術に取り組む。

2)ＦＰＧＡ ：Field Programmable Gate Array（プログラミングができる IC）
3)ＭＥＭＳ ：Micro Electro Mechanical Systems（いわゆるマイクロマシン）
4)μ-ＴＡＳ：Micro-Total Analysis System(一つのチップ上で生化学分析を行うデバイス)

（4）システムデザイン

ものづくり産業が世界的になり、国際分業と国際協業が進む中で、中小企業が蓄積している従来のものづくりの技術だけでは売れる商品を生み出すことが困難になっている。

そこで、売れる商品づくりを目指した総合的なシステムデザインについて強化を図る。また、デザインセンターを設置し、製品・技術の持つ性能や機能を工業的な最適設計や機能美で的確に魅力的に表現する手法開発やデザインマネジメントについての開発に取り組む。

（5）環境

VOC 削減技術の確立といった環境課題は都市部において集中的に現れている。

安全で持続的発展可能な社会を構築するためには、中小企業の製造工程と製品の新技術にも環境対応型技術開発が必要であるため、環境浄化、環境評価、廃棄物の有効利用技術、欧州規制への対応、土壌・廃棄物中の有害物質の簡易分析法の開発に取り組む。

（６）少子高齢・福祉

高齢社会の到来を迎え、高齢社会産業の市場規模の拡大が進んでいる。中でも高齢者対応の福祉機器のニーズは高まっている。先端技術を駆使し、ヒューマンインターフェースに優れ、また、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉機器の開発、医療機器の電気的安全性指導に立脚した信頼性の高い医療機器開発等に取り組む。

（７）バイオテクノロジー

東京都の新産業創出の一つとして、バイオテクノロジー・ライフサイエンス分野における研究開発の強化を図るため、都内の優れた技術力や加工力を活かし、バイオテクノロジーの基盤技術である分析・解析機器や医療機器、生体材料等のバイオツールの開発を推進する。特にバイオ分析チップ、バイオセンサなどを中心とした技術開発に取り組む。

（別紙２）

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１．予算

平成 18 年度～平成 22 年度　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
運営費交付金	25,116
施設整備費補助金	197
自己収入	3,294
事業収入	1,688
補助金収入	62
外部資金研究費等	425
その他収入	1,119
計	28,607
支出	
業務費	21,975
試験研究経費	6,058
外部資金研究経費等	425
役職員人件費	15,492
一般管理費	6,632
計	28,607

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額、13,343 百万円支出する。（退職手当は除く）

※　金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2．収支計画

平成 18 年度～平成 22 年度　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	28,287
経常費用	28,287
業務費	20,570
試験研究経費	4,653
外部資金研究経費等	425
役職員人件費	15,492
一般管理費	6,632
減価償却費	1,085
収入の部	28,287
経常収益	28,287
運営費交付金収益	23,773
事業収益	1,688
外部資金研究費等収益	425
補助金等収益	197
その他収益	1,119
資産見返運営費交付金等戻入	671
資産見返物品受贈額戻入	383
資産見返補助金等戻入	31
純利益	0
総利益	0

※　金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3．資金計画

平成 18 年度～平成 22 年度　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	28,607
業務活動による支出	27,202
投資活動による支出	1,405
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	28,607
業務活動による収入	28,607
運営費交付金による収入	25,116
事業収入	1,688
外部資金研究費等による収入	425
補助金等による収入	259
その他の収入	1,119
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※　金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。